



黒味岳からの遠景(鹿児島県屋久島町黒味国有林)

## 第IV章

# 国有林野の管理経営



国有林野は、我が国の国土の約2割、森林面積の約3割を占めており、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全を始め、広く国民全体の利益につながる多面的機能を有している。

国有林野は、重要な国民共通の財産であり、林野庁が国有林野事業として一元的に管理経営を行っている。国有林野事業では、公益重視の管理経営の一層の推進、森林・林業施策全体の推進への貢献等に取り組んでいる。

本章では、国有林野の役割や国有林野事業の具体的取組について記述する。

# 1. 国有林野の役割

## (1) 国有林野の分布と役割

国有林野は、我が国の国土面積(3,780万ha)の約2割、森林面積(2,502万ha)の約3割に相当する758万haの面積を有し、奥地脊梁山地や水源地域に広く分布しており、国土の保全、水源の涵養等の公益的機能の発揮に重要な役割を果たしている(資料IV-1)。また、人工林、原生的な天然林等の多様な生態系を有し、希少種を含む様々な野生生物の生育・生息の場となっている。さらに、都市近郊や海岸付近にも分布し、保健休養や森林とのふれあいの場を提供している。

このような国有林野の有する公益的機能は、広く国民全体の利益につながるものであり、国民からの期待も国土の保全や地球温暖化の防止、水源の涵養等の面で大きいことから、今後も公益的機能の維持増進を図っていく必要がある(資料IV-2)。

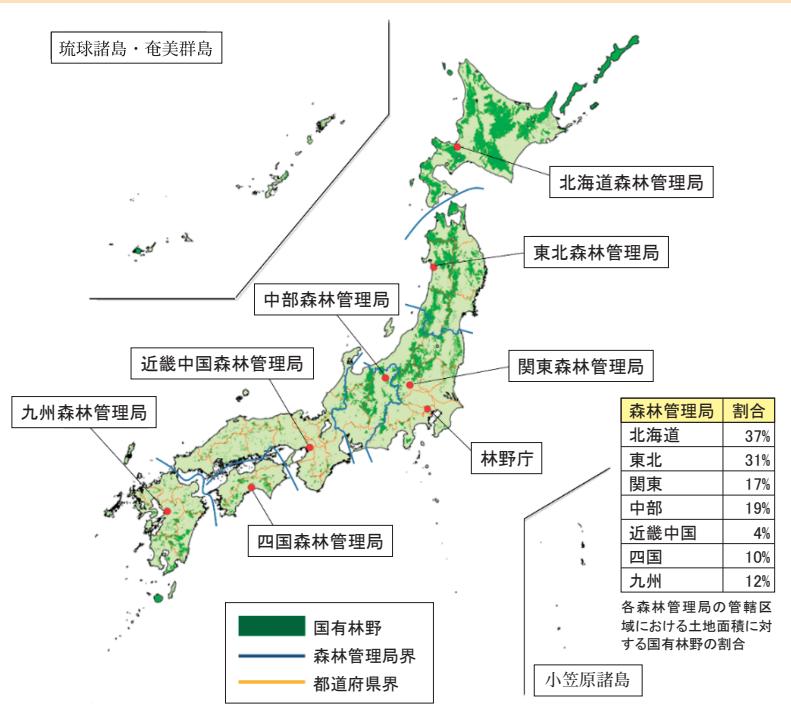


「国民の森林」国有林  
[https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu\\_rinya/](https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/)

## (2) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野は重要な国民共通の財産であり、林野庁が国有林野事業として一元的に管理経営を行っている。国有林野の管理経営は、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進、②林産物の持続的かつ計画的な供給、③国有林野の活用による地域の産業振興又は住民福祉の向上への寄与を目標として行うこととされている。

資料IV-1 国有林野の分布



資料：国有林野の面積は農林水産省「令和5年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」、土地面積は国土交通省「令和6年全国都道府県市区町村別面積調(10月1日時点)」。



国有林野の管理経営に関する基本計画

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokyuu\\_rinya/kanri\\_keiei/kihon\\_keikaku.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokyuu_rinya/kanri_keiei/kihon_keikaku.html)



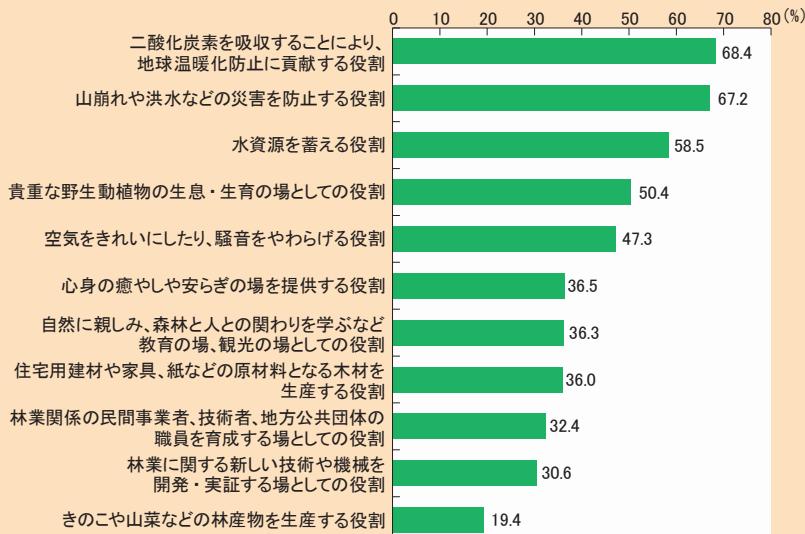
国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokyuu\\_rinya/jissi/index.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokyuu_rinya/jissi/index.html)

農林水産省では、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき、国有林野の管理経営の基本方針等を明らかにするため、5年ごとに10年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画(以下「管理経営基本計画」という。)を策定している。

令和5(2023)年12月には、令和6(2024)年4月から令和16(2034)年3月までの10年間を計画期間とする新たな管理経営基本計画が策定され、令和6(2024)年度の国有林野の管理経営は、同計画に基づいて推進した。同計画では、国有林野の公益重視の管理経営を一層推進とともに、組織・技術力・資源を活用して森林・林業施策全体の推進に貢献するための取組を進めているとしている。具体的には、国土強靭化基本計画に基づく治山対策、地球温暖化対策計画に基づく成長の旺盛な森林の造成、「新しい林業」の実現に向けた技術開発と民有林への普及等の取組を推進していくこととしている。

## 資料IV-2 国有林が果たすべき役割(複数回答)



注1：回答は、選択肢の中から複数回答。

2：選択肢は、その他、特ないを除き記載している。

資料：内閣府「森林と生活に関する世論調査」(令和5(2023)年)

